

組 合 各 位

神奈川県中小企業団体中央会
所 管 行 政 庁

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた
中小企業組合の総(代)会の対応について

中小企業組合の通常総(代)会については、中小企業等協同組合法第46条(総会の招集)及び中小企業団体の組織に関する法律第47条(準用)において「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。」と規定されていますが、今般の新型コロナウイルス感染の発生状況を踏まえ、感染拡大を防止するという観点から、総(代)会の開催方法及び定款で規定する時期に通常総(代)会を開催できない場合についての相談が多く寄せられています。

つきましては、各組合等におかれましては、以下の点を踏まえてご対応いただきますようお願いいたします。

1. 総(代)会の開催について

- 通常総(代)会は、日時・場所を特定して物理的に開催する必要があります。やむを得ず開催を延期することは可能ですが、開催を取りやめにはできません。
- 書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を定款で定めている組合等においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。
- 多数の組合員(会員)が加入しており、開催することにより感染リスクが高くなると考えられる場合であって、書面等での議決権の行使を定款で定めていないなど、やむを得ず開催を延期する場合には、開催が可能になった時点で直ちに開催してください。
※「開催が可能になった時点」については、外出自粛が解除されるなど、状況をみてご判断願います。
- 組合等の規模、組合員(会員)の分布状況(地区)、定款規定などにより対応が異なりますので、ご不明な点は中央会までご相談ください。

2. 法人税等の申告及び納付について

- 総(代)会の開催を延期した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響により期限内に申告・納付することが困難な状況になった場合に対し、個別の申告期限延長の手続きが示されています。最新の情報は国税庁のHP又は所轄税務署でご確認ください。
(参考) 法人税等の納付期限の延長手続に関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

3. 所管行政庁への届出書類等の提出について

- 通常総(代)会終了後の決算関係書類、役員変更届などの提出にあたっては、外出による感染拡大を防止するために郵送による提出が可能です。なお、郵送による提出の際には組合控え用も含め2部と返信用封筒の同封をお願いします。

◆お問い合わせ：神奈川県中小企業団体中央会（電話：045-633-5131）